

# 公益社団法人静岡県薬剤師会医薬品情報 管理センター設置規程

平成21年4月9日 制定  
平成24年4月12日 一部改正

## (目的)

第1条 この規程は、静岡県の保健医療及び薬事・公衆衛生の向上に寄与するため、公益社団法人静岡県薬剤師会（以下「県薬」という。）の医薬品情報管理センター（以下「D Iセンター」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

## (所在地)

第2条 D Iセンターは静岡市駿河区馬淵二丁目16番32号に置く。

## (業務)

第3条 D Iセンターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医薬品に関する情報の収集・解析及び提供
- (2) 患者及びその家族等が抱える医薬品等に関する相談・苦情の応需
- (3) 医薬品に関する有用な情報を医療関係者、関係機関等に提供する業務
- (4) その他医薬品の安全使用を推進するための業務

## (職員)

第4条 D Iセンターに県薬の職員を配置する。

- 2 職員はD Iセンターの業務を担当する。
- 3 必要に応じてD Iセンターに所長及び副所長を置くことができる。

## (運営委員会)

第5条 D Iセンターの円滑な運営を図るため、県薬に医薬品情報管理センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、D Iセンターの基本方針、業務その他必要な事項を協議する。
- 3 運営委員会の委員は、県薬の担当副会長、主担当理事及び副担当理事、並びに県薬の会長（以下「会長」という。）が指名する者をもって構成し、その任期は県薬の理事の任期に準ずる。
- 4 運営委員会に委員長1名を置く。
- 5 運営委員会の委員長は県薬の担当副会長をもって充てる。

## (運営委員会の会議)

第6条 運営委員会の会議は、必要に応じて随時開催するものとし、委員長がこれを招集する。

- 2 議長は委員長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

## (運営委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、D Iセンターにおいて処理する。

## (委任)

第8条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(制定及び改廃)

第9条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 医薬品情報管理センター運営要綱（昭和53年3月19日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。